

風水害への備えはできていますか？

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

風水害は、事前に情報を収集し、早めの避難を行うことが非常に重要になります。播磨町では、お手持ちの携帯電話・スマートフォンへの情報伝達手段が多数ありますので、ご活用ください。

●防災安心ネットはりま

皆さんの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくと、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールにてお届けするシステムです。

また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を見ることもできます。



上記QRコードを読み取るか、「防災安心ネットはりま」で検索をしてサイトから「かんたん情報メール受信登録」をしてください。

●Yahoo!防災速報

皆さんのお手持ちのスマートフォンにアプリをインストールしていただき、播磨町の情報を受信する設定にしてください。Yahoo!や播磨町から災害情報をポップアップ通知してくれるシステムが「Yahoo!防災速報」です。



●播磨町防災情報テレホンサービス
防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくかった、聞こえなかったなどといったことはありませんか？播磨町では、防災行政無線で放送した内容

なお、スマートフォンを持っていない人も、携帯電話やパソコンのメールアドレスをご登録いただくと、同様の情報をメールで受信することが可能です。

QRコード読取機能がついたカメラ付携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

Android版



iPhone版



介護保険料の減免制度

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。減免制度(下表)もありますので、該当する人は事前に必要書類を保険年金グループに確認をして、介護保険料決定通知書を持参のうえ、申請してください。

減免対象者	減免額						
① 本人または生計を維持している人が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた人	保険料の全額						
第2段階～第13段階で以下のいずれかに当てはまる人 ② 生計を維持している人が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった人 ③ 生計を維持している人が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった人 ④ 生計を維持している人が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった人	今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額						
⑤第1段階(生活保護受給者を除く)で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>単身世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>3人以上の世帯</td><td>60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> (イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村民税が課税されている人と生計が同一でないまたはその人に扶養されていないこと	単身世帯	60万円	2人世帯	60万円	3人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)	保険料の2分の1
単身世帯	60万円						
2人世帯	60万円						
3人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>単身世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>3人以上の世帯</td><td>120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	単身世帯	120万円	2人世帯	120万円	3人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)	第1段階と第2段階保険料との差額
単身世帯	120万円						
2人世帯	120万円						
3人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している人	第1段階と第2段階保険料との差額						
⑧刑事施設に1ヵ月を超えて入所している人	入所月から退所月の前月までの期間の保険料						

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

平成30年度 介護保険料額が決定しました

介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成30年度の介護保険料決定通知書を6月にお送りします。

平成30～32年度の介護保険料の年額は下表のとおりです。65歳以上の人の保険料は平成30～32年度に提供される介護サービスに必要な費用などの見込額の23%を65歳以上の人の人数で割った額を基準額とし、所得や住民税課税状況などに応じて13段階に分かれています。なお、今年度から新たな保険料が設定されるため、所得状況などに変更がない人についても、お支払いいただく金額は変更になりますのでご注意ください。

介護保険料所得段階	保険料率	年間保険料
第1段階	1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45 29,700円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の人	基準額×0.65 42,900円
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75 49,500円
第4段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる人のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.85 56,100円
第5段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる人で、上記に該当しない人	基準額 66,000円
第6段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 75,900円
第7段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.25 82,500円
第8段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5 99,000円
第9段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7 112,200円
第10段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.8 118,800円
第11段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.0 132,000円
第12段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1 138,600円
第13段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.2 145,200円

ワーカーズコープ ひょうご米一合プロジェクト お米集めにご協力ください

現在、日本では、突然失業される方や働いていても生活が苦しい方が大勢いらっしゃいます。これは他人ごとではなく、誰がいつ生活困窮状態に陥るかわからないという情勢も背景にあります。

ワーカーズコープ(労協センター事業団)は平成27年4月から兵庫県内で自立相談事業を受託し、多くの困窮状態の方々と出会い、その日の食事さえとれない現実を目の当たりにしてきました。(播磨町内では平成27年4月から76回の食料支援を実施)

「ひょうご米一合プロジェクト」はお米を「一合」無償でご提供いただく運動です。いただいたお米は県内の「働くことや生活に困窮し、食事もままならない方々に」寄付させていただきます。なお、この取り組みを通じて県内の「食のセーフティネット」づくりを目指しています。

ご賛同いただける方は、どうぞこのプロジェクトにご参加をお願いいたします。

▶参加方法 一合以上のお米(お米券も可)を袋に入れたものを、福祉グループ窓口までお持ちください

▶その他 団体、企業の方でまとまったお米をいただける場合、または、定期的にご提供いただける方は、ワーカーズコープまで事前にご連絡をお願いいたします

▶問合せ
○ワーカーズコープ(企業組合労協センター事業団)姫路地域福祉事務所 ひょうご暮らしと仕事のよりそい支援センター
☎079(224)2188
FAX079(224)2189
Eメール
himeji@roukyou.gr.jp
〒670-0922
姫路市二階町79番地 レウル一階二階3F
○福祉グループ
☎079(435)2362